



【令和6年度補正予算（案） 400百万円】

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除等を支援します。

1. 事業目的

- ・地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現する。
- ・昆明・モンリオール生物多様性枠組のターゲット「2030年までに侵略的外来種の導入率・定着率を半減」の達成。
- ・分布拡大期にある特定外来生物の防除により、骨太の方針2024に掲げる「安全・安心で心豊かな国民生活」を実現。

2. 事業内容

令和4年5月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の一部改正法が成立し、令和5年4月に施行された。これにより、都道府県は、我が国に定着した特定外来生物の被害防止措置を講ずることが、市町村はそれに努めることが責務となった。加えて、同法に基づき、国は地方公共団体における施策の支援に必要な措置を講ずることが責務となった。

同法に基づく責務規定及び特定外来生物に対する早期防除の重要性を踏まえ、分布拡大期にある特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む下記の事業について、交付金により支援を行う。

（1）特定外来生物防除事業（交付率1/2以内）

→下記事業を行う自治体を始めとして、戦略的に特に重要な地域における分布拡大期の特定外来生物に対し、来春の飛散期等が始まる前までに徹底的・重層的な防除を実施。

（2）特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、250万円※）

→主に分布拡大期にある外来カミキリ等の侵入が今年度新たに確認された自治体を対象として、早期対応（防除計画策定や早期防除）の支援を実施。

（3）外来種対策戦略検討等事業（定額、250万円※）

※ ただし、定額を超える事業費分は1/2以内。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率は1/2以内又は定額）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 令和6年度

4. 事業イメージ

- ・特定外来生物による被害の防止、分布拡大の抑制・根絶、生態系の回復を実現
- ・新たな世界目標「2030年までに侵略的外来種の導入率・定着率を半減」を達成
- ・骨太の方針2024の「安全・安心で心豊かな国民生活」を実現



- （1）特定外来生物の防除
- （2）個別種の早期防除計画策定（調査、防除の実施等）
※（1）及び（2）について
①都道府県・市町村が自ら行う防除事業
②市町村・民間団体が行う防除に対する都道府県補助、民間団体が行う防除に対する市町村の補助
- （3）外来種対策全般の総合戦略策定、対策を行うべき外来種のリスト化に必要な調査・検討等